

淡路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 仕様書

1 業務名

淡路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「業務」という。）

2 業務目的

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し、地方創生の更なる充実・強化に向けた取組を進めていくため、企業版ふるさと納税の寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に対し、淡路市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

- （1）寄附見込企業に対する淡路市寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明
- （2）寄附見込企業の新規開拓及び市に対する寄附見込企業の紹介
- （3）寄附見込企業への寄附手続の説明
- （4）上記（1）から（3）までに掲げるもののほか、淡路市の寄附獲得に資すると認められる支援

5 委託金額と支払時期

- （1）委託金額の算定は成果報酬型とし、見積書（様式3）に委託料率を示すこと。
受託者が淡路市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託金額を支払うものとする。
成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）
上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。
- （2）委託料率は20パーセント以内とする。
- （3）寄附見込企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、募集のための資料作成、用紙代等）については、受託者負担とする。
- （4）支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 業務の進捗報告

業務の受託者は、業務の進捗に応じて委託者に対し報告（働きかけを行った企業、手段、時期、寄附見込み金額）を行うこととし、寄附が見込まれる場合は、速やかに委託者へ報告すること。

7 秘密の保持

- （1）受託者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

- (2) 受託者は、業務従事者並びに業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、上記(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 委託者は、受託者が上記(1)及び(2)の規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 上記(1)から(3)までの規定は、業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、業務の履行に当たり個人情報の漏えいを防止するため、淡路市保有個人情報安全管理規程（令和6年淡路市訓令第1号）と同等以上の水準により、個人情報の安全確認のために必要な措置を講じること。また、業務の履行に当たり知り得た情報を業務以外に使用してはならない。業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (2) 業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項に基づき適正に行わなければならない。

9 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承認を得た場合に限り、業務の主要な部分を除く業務の一部を再委託することができる。
- (3) 受託者は、委託者に対して、再委託先が履行するに当たり行った全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

その他

- (1) 業務の詳細や工程等の管理については、委託者と十分に協議すること。
- (2) 業務に関する資料等は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- (3) 委託契約は淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号）の規定に基づき締結する。契約内容は委託者と協議の上、仕様書に基づき決定する。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中において、受託者が「企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項」に定める申込資格を満たさなくなった時は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (5) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義を生じた事項については、委託者と受託者の間で協議の上定めるものとする。